

Focus

コロナ禍における雇用維持スキームと給付プロセス —アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス

調査部 海外情報担当

新型コロナウイルス禍による未曾有の事態が続いている。以下に紹介するアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの4カ国は、コロナ危機下で雇用・労働市場を支えるため雇用維持スキームに取り組んでいる。

アメリカは、事業主が従業員を解雇せずに労働時間を短縮した場合、従業員がその短縮規模に応じた額の失業保険給付を受けられる仕組み（操業短縮補償）が主な州にあり、これを拡充した。さらに、コロナ禍の緊急事態に迅速に対応するため、中小企業での雇用維持を目的とした融資制度（給与保護プログラム）を設けた。

イギリスは、これまで雇用維持スキームに類する制度は存在しなかった。そのため、新たに「コロナウイルス雇用維持スキーム」を導入して雇用維持に取り組んできた。当初、本制度は10月で終了し、11月から新たに短時間就業者の支援スキームである「雇用支援スキーム」を開始する予定だった。しかし、感染状況の悪化を受けて新たなスキームは中断。現行の「雇用維持スキーム」を2021年3月まで延長する方針である。

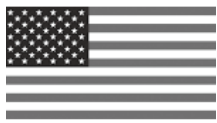
ドイツとフランスは、従来から存在する従業員の雇用を維持する事業主に賃金の一部を補填する政策を活用している（操業短縮手当、部分的失業）。

こうした4カ国それぞれのコロナ禍における雇用維持スキームの概要を確認しつつ、その申請から給付までの政策的なプロセスについて紹介する。

表 コロナ禍における英米独仏の主な雇用維持スキームと給付プロセス

	アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス
恒久スキーム	「操業短縮補償 (STC)」	—	—	「操業短縮手当(KuG)」	部分的失業
特例措置	STCの拡充	「給与保護プログラム (PPP)」	「コロナウイルス雇用維持スキーム」	KuGの拡充・緩和	部分的失業の拡充
実施主体	各州労働局	財務省中小企業庁	歳入関税庁	連邦雇用エージェンシー (BA)	社会保障及び家族手当保険料徴収連合 (Urssaf)
申請の仕方	郵送・オンライン	オンライン等	オンライン	オンライン	オンライン
給付までの時間 (およそ)	各州で異なる。	申請から12日後	申請から6日間	申請状況に応じて、適宜変化。「15営業日 (3週間)」が目安。	オンライン申請は48時間以内に回答 (回答なければ問題なく受理)。助成金は、平均して12日以内に支給。
その他	コロナ禍で申請増。認知度の低さや手続の煩雑さから緊急融資制度 (PPP) 導入。	8月8日に申請受付終了。連邦議会で追加支援策を検討中。	10月末に終了予定であったが、感染状況の悪化により2021年3月まで延長。	手当の最大支給期間を12か月から24か月に延長し、最長で2021年12月末まで手当を受け取れるようにする予定。	6月以降、給付水準の引き下げ、給付資格審査の厳格化を実施するとともに、給付水準を維持する特別制度を導入。

資料出所：各国報告より。



中小企業向け雇用維持の取り組み——アメリカ

アメリカでは新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済危機への対応策の一つとして、中小企業を対象にした「給与保護プログラム (Paycheck Protect Program, PPP)」という緊急融資制度を設けた。一定の期間、融資を活用して従業員の雇用や給与水準を維持した場合にその返済を免除する仕組みで、雇用維持目的の助成金給付としての性質を帯びている。4月からの約4カ月間に約521万件、総額5,250億ドルの融資を行い、連邦財務省によると5,100万人の雇用維持に貢献したという。ただし、不正受給などの疑惑も報じられており、政府や議会などではPPPの効果と違法行為の実態について検証が行われている。

1 従来の雇用維持スキーム

企業内で雇用を抱えることを支援する政策として、アメリカの主な州(注1)には「操業短縮補償 (Short-Time Compensation, STC)」という仕組みがある。ワークシェアリングまたはシェアードワークとも呼ばれ、経済活動の停滞によって仕事量が減少した雇用主が、従業員を解雇する代わりにその労働時間を短縮する場合、当該従業員は失った賃金の補償として、失業給付を一部受け取れるようにするものだ。仕事量(労働時間)減少の要件は10~60%で州により異なる。労働者の医療・退職給付は維持しなければならない。

補償給付の金額は、完全に失業している場合に受け取る失業給付を比例配分した金額である。例えば、通常1週間に40時間勤務する従業員が解雇さ

れ、完全に失業した場合、1週間に270ドルの失業給付を受け取ることができる。雇用主がこの従業員の週労働時間を8時間(20%)削減する「STC計画」を州の労働局に提出し、計画が承認された場合、当該従業員は雇用主から受け取る32時間分の賃金に加えて、54ドルの補償給付(270ドルの20%)を受け取ることができる。

2020年3月27日に成立した「コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法 (The Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act, CARES法)」は、連邦政府がSTCプログラムの実施と管理に関して各州を支援するため、合計1億ドルの助成金を提供(各州への配分は、連邦失業保険税の課税対象賃金の比率に応じる)するとともに、技術支援と指導を提供すると定めた。STCプログラムがある州では、一時的にSTC給付の支払いに必要な州予算の100%を連邦政府が負担。STCプログラムを持たない州でも、一時的に連邦のSTCプログラムを運営するために連邦労働長官と協定を結び、必要な州予算の50%を連邦政府が負担できることとした。給付対象者は、同法に基づく失業保険の追加給付(600ドルの連邦パンデミック失業補償/FPUC)も受けられる。

カリフォルニア州の場合、STCの給付を受けるためには、まず雇用主が州雇用開発部に、操業短縮の計画とこれにより回避される解雇者数の見積りを申請書とともに、郵便や電子メールで提出する。申請が承認されたら、雇用主に「承認書 (letter of approval)」と対象従業員の「証明書

フォーム (certification forms)」が届く。操業短縮計画の期間中、雇用主は対象従業員に毎週、証明書を発行。これをもとに対象従業員は州雇用開発部に失業保険給付を申請し、デビットカードか小切手で給付を受ける仕組みとなっている。

コロナ禍でSTC給付の申請者は急増した。連邦労働省によると、STCを通じた失業保険の継続申請件数は2020年3月まで毎週1万件ほどだったが、4月に10万件を超え、その後も20~40万件で推移している。ただし、通常の失業保険の継続申請件数は4月に1,000万件、5月のピーク時には2,000万件を超えており、STCの効果は限られたものとなっている。STCについては、かねてから認知度の低さや手続きの煩雑さなどの課題が指摘されており、コロナ禍が急速に拡大するなかで、迅速かつ経済的に大規模な連邦レベルの雇用維持支援策が求められていた。このため、以下に述べるPPPの制度が設けられたとみられる。

2 PPPの概要

PPPもCARES法に基づく。6月5日には「PPP柔軟化法 (Paycheck Protection Program Flexibility Act)」が成立し、融資返済免除の条件を緩和した。

この制度は、従業員数500人未満の中小企業等(注2)に対して、1,000万ドルを上限に、従業員の月間平均給与総額(注3)の2.5倍を連邦政府(財務省中小企業庁、SBA)の保証で融資するもの。事業主は融資を借り入れ後24週間以内(あるいは2020年12月31日

までのどちらか早いほう。柔軟化法施行前は借り入れ後8週間以内としていた)の従業員の給与、有給休暇、保険料、家賃、水道光熱費、通信費、住宅ローン利息の支払いなどに充てることができる。満期は5年(柔軟化法施行前は2年)で金利は1%。6カ月の返済猶予期間がある。

融資の返済は、(1)融資の60%(柔軟化法施行前は75%)を給与関連の費用に充てること(2)2020年2月15日時点の従業員の雇用を維持または同年12月31日(同6月30日)までに再雇用すること、給与水準を維持すること、を条件に免除される。完全に維持すれば全額の返済を免れるが、雇用の削減や25%以上の給与の減額を行なった場合、その程度に応じて返済免除額が減額される(表)。

なお、柔軟化法施行後は、2月15日時点の雇用労働者を再雇用できない、又は連邦政府の要請等により事業活動を2月15日以前の活動レベルに戻せないことを文書で証明すれば、全額免除されることになった。

3 融資のプロセス

融資の対象となる中小企業は、行政機関の窓口ではなく、SBAの認定を受けた民間金融機関(注4)を通じて申請を行なう。申請用フォーム(図)はSBAのホームページからダウンロードできる。申請方法は窓口となる金融機関によって異なるが、訪問や郵送だけでなく、オンラインによる申請が普及している。受付は先着順とした。

融資申請の際は、法人名、住所、納税者番号、連絡先、主要契約、月間平均給与、融資申請額(経済的損傷・災害融資(Economic Injury Disaster Loan, EIDL)(注5)の補助金を含む)、従業員数、融資目的(複数選択:給与、

表 給与保護プログラム(PPP)の主な内容(「柔軟化法」施行後)

対象	グループ全体の従業員数が500人未満の中小企業等
融資額	最大1,000万ドル(2019年の月間平均給与×2.5カ月分)
融資の使用目的	従業員の給与、有給休暇、保険料、家賃、水道光熱費、通信費、住宅ローン利息の支払い等
返済免除要件	借り入れ後24週間について、上記融資の60%以上を給与関連の費用に充てる。 2020年2月15日時点の雇用を維持、または12月末までに再雇用し、給与水準を維持する(達成度に応じて免除額は変動)。

家賃/住宅ローン金利、水道光熱費、その他(要説明)、所有権(持ち株)が20%を超える者の氏名・住所・納税者番号などを所定のフォームに記載する。これに必要書類(給与計算書等)を添えて提出する。申請の必要性を証明する書類

についてもSBAから要請があれば提出できるよう準備しておく。

審査は金融機関で行う。金融機関は承認した申請プラン等のデータをSBAにオンラインで提供する。200万ドルを超える融資は、SBAが審査の対象とする。

申請者は承認を受けると、金融機関から

PPPの融資を受けられる。貸し手の金融機関は承認日から10日以内に融資を行う必要がある。中小企業経営者らで運営するウェブサイトCOVID Loan Trackerによると、申請から融資(給付)までにかかる期間は平均

図 PPP 申請用フォーム

The image shows the SBA Form 2483 (06/20) for the Paycheck Protection Program. It includes sections for:

- Check One: Sole proprietor, Partnership, C-Corp, S-Corp, LLC, Independent contractor, Eligible self-employed individual, 501(c)(3) nonprofit, 501(c)(19) veterans organization, Tribal business.
- Business Legal Name, Business Address, Business TIN (EIN, SSN), Business Phone, Primary Contact, Email Address.
- Average Monthly Payroll, x 2.5 = EIDL Net of Advance (if Applicable) Equals Loan Request, Number of Employees.
- Purpose of the loan (select more than one): Payroll, Lease / Mortgage Interest, Utilities, Other (explain).
- Applicant Ownership table with columns: Owner Name, Title, Ownership %, TIN (EIN, SSN), Address.
- Questions 1-8 regarding eligibility and criminal records.

資料出所: 連邦財務省中小企業庁ウェブサイト

12日間（中央値）となっている^(注6)。

融資返済免除の手続きについては、対象期間である24週間の最終日（あるいは2020年12月31日）から数えて10カ月以内に、金融機関に申請を行う。申請書のフォームに従い免除額などを計算して記載する。給与計算書や経費関係の証拠書類も提出する。

金融機関は免除申請書の受付から60日以内に免除の可否を示してSBAに報告する。SBAは内容を確認のうえ、返済免除額を金融機関に振り込む。借り手による融資の返済は、免除額確定日（申請がない場合は、融資対象期間終了後10カ月経過日）から行う。

4 実態と課題

PPPは、無担保で条件によっては返済不要の融資を一定期間、人件費などの固定費、運転資金に充て、コロナ禍の経営危機をしのぐ手段とすることを想定したものである。対象となる中小企業のニーズは高く、4月3日の受け付け開始時から申し込みが殺到。当初予算の3,490億ドルは2週間で底をつき、同16日に新規受付を一時停止した。急ぎょ3,100億ドルを追加する立法措置をとり、同27日に再開した^(注7)。法定期限の8月8日に受け付けを締め切ったが、SBAによると、この間、合計521万件、総額5,250億ドル、1件当たり平均10万ドルの融資を行なった^(注8)。連邦財務省のムニューシン長官は7月13日、「PPPは中小企業従業員の80%、5,100万人以上の雇用維持に貢献した」と評価するコメントを発表した^(注9)。

ただし、PPPをめぐるのは、不正受給などの疑惑が報じられている。ロイター通信によると、一部の大規模上場企業が何らかの形で融資を受けられたのに対し、大手民間金融機関と取引の

実績がない小規模の企業がなかなか融資を受けられないといった問題が生じていた。申請の受付は先着順としており、大手金融機関が従来の取引先である大口の顧客への融資を優先した結果、小規模企業への融資が遅れたり、届かなかったりした可能性がある。このため、連邦政府は4月に3,100億ドルのPPP追加予算を組んだ際、600億ドルを小規模金融機関の優先枠として確保するなどの措置をとった。

政府や議会などではPPPの効果と違法行為の実態について検証が行なわれている。

PPP導入当初から、連邦捜査局(FBI)には「雇用主識別番号(Employer Identification Numbers)が何者かに使用され申請できない」との苦情が事業主から寄せられたり、個人情報を取集するための不正なウェブサイトの存在が報告されたりしていた。FBIは司法省や中小企業庁と連携して、不正対策のワーキンググループを設置。6月9日には「4,200万ドルを超える不正案件を特定し、90万ドル以上を回収した」と発表した^(注10)。

また、下院コロナウイルス危機小委員会の委員長は9月1日、PPPの利用状況に関する下院民主党スタッフによる予備報告書を財務省と中小企業庁の監察官に提出した。報告書は「PPPは何百万もの中小企業等を助けたが、財務省、中小企業庁の説明や監視の欠如により、数十億ドルが、本当に必要としている中小企業への支援ではなく、だまし取られた可能性がある」と指摘している^(注11)。

[注]

1 連邦のガイドラインを満たすSTCプログラムを法律で定め、運営しているのは、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、コロラド、コネチカット、フロリダ、アイオワ、カンザス、メーン、メリーランド、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ミズーリ、ネブラスカ、ニュー

ハンプシャー、ニュージャージー、ニューヨーク、オハイオ、オレゴン、ペンシルベニア、ロードアイランド、テキサス、バーモント、ワシントン、ウィスコンシンの26州およびコロンビア特別区。

- 2 対象は、グループ全体の従業員数が500人未満の中小企業等としている。非営利団体、退役軍人組織、部族ビジネス(Tribal business concerns)、個人事業主、自営業者および独立請負業者なども含む。宿泊・飲食業の場合、1事業所の従業員数が500人未満であれば融資を受けられる。中小企業庁が定義する500人以上規模の小規模企業も該当する。ただし「従業員雇用継続税額控除(Employee Retention Credit, ERC)」を受けている事業主は利用できない。
- 3 過去12カ月間または2019暦年のいずれかのデータから算出する。季節的事業者の場合、2019年2月15日または2019年3月1日から同年6月30日までの平均月間給与、この期間に営業していなかった場合、2020年1月1日から2月29日までの期間の平均月間給与を用いる。年収10万ドルを超す分の給与額は差し引いて計算する。米国外居住の従業員の給与は含まない。
- 4 一般の大手市中銀行、地方銀行、信用組合、農業組合のほか、OnDeck、PayPal、Squareなどフィンテック(Fintechs)といわれるノンバンクの金融テクノロジー企業もSBAの認可により貸し手として認められた。
- 5 災害時などに最大200万ドルを融資する制度。PPPとの同時申請が可能だが、両融資を同じ目的には利用できない。
コロナ対策として設けた即時支給の補助金(最大1万ドル)はPPPの返済免除額から除かれる。
- 6 <https://www.covidloantracker.com/>
- 7 <https://www.sba.gov/article/2020/apr/24/joint-statement-sba-administrator-jovita-carranza-treasury-secretary-stevenson-mnuchin-resumption>
- 8 https://www.sba.gov/sites/default/files/2020-08/PPP_Report%20-%202020-08-01.pdf
- 9 <https://www.sba.gov/article/2020/jul/13/sba-treasury-announce-release-paycheck-protection-program-loan-data>
- 10 <https://www.fbi.gov/news/testimony/covid-19-fraud-law-enforcements-response-to-those-exploiting-the-pandemic>
- 11 <https://coronavirus.house.gov/sites/democrats.coronavirus.house.gov/files/2020-09-01.PPP%20Interim%20Report.pdf>

【参考資料】

COVID Loan Tracker、カリフォルニア州雇用開発局、全米商工会議所、ブルームバーグ通信、連邦財務省中小企業庁、連邦捜査局、ロイター通信、各ウェブサイト

(ウェブサイト最終閲覧日は2020年11月4日)



雇用維持のため初の賃金補助を導入——イギリス

イギリスにおける新型コロナウイルス対策の重点は当初、企業の経済的支援に置かれ^(注1)、労働者向けの支援は、感染等による休業に対する既存の法定傷病手当（雇用主負担、定額）の拡充^(注2)や、社会保障給付の手続きの簡素化^(注3)など、既存の制度の部分的な改変に留まっていた^(注4)。しかし、感染拡大などの状況の深刻化が急速に進むにつれ、企業業績や雇用になんらかの影響をおよぼす可能性が懸念され、雇用維持に向けたさらなる支援を要請する声が、企業や労使団体、シンクタンク、与野党議員などから強まった。これを受けて、政府は企業支援策の大幅な拡充の発表と前後して、新たに「新型コロナウイルス雇用維持スキーム」（Coronavirus Job Retention Scheme）を実施する方針を打ち出した。イギリス全体に適用される制度としては、ほぼ初めて実施される賃金補助制度で、導入当初の8割という補助率は、近隣の多くの欧州諸国をしのぐ高さとなった。これには、感染拡大の経済や雇用への影響に関する政府の強い懸念とともに、感染状況が比較的短期間で終息すると想定していたことがうかがえる。以下、その概要を紹介する。

1 雇用維持スキームの概要^(注5)

新型コロナウイルスの影響を被った雇用主が、従業員を一時帰休にする場合、その期間の賃金や社会保険料等を雇用主に支給するもの。雇用主は、支給される全額を従業員に対して金銭で支払わなければならない^(注6)。労働者は、通常支払われる賃金の8割の支

払いを受ける。なお、複数就業者の場合は、雇用主毎の適用となる。

導入当初は、3月から3カ月間が目途とされたが、ウイルスの感染状況の継続に合わせて逐次延長され、最終的に10月末まで継続されることとなった。ただし、7月以降の適用対象は、6月末までにスキームを適用された労働者に限定されたほか、支給条件が逐次調整されることとなった。7月末までは、前月までと同様、2,500ポンドを上限として賃金の8割を支給するとともに、社会保険料等が免除されたが、8月以降は、補助比率が順次引き下げられた。この間、労働者に支払うべき賃金は、引き続き通常の8割が義務付けられたことから、雇用主負担は段階的に拡大している。

補助率の引き下げと雇用主負担の段階的拡大

- 7月まで：政府が賃金の80%（月2,500ポンドが上限）と社会保険料等を補助
- 8月：政府が80%（同上）を補助、雇用主が社会保険料等を負担（一時帰休を行わなかった場合の件費の5%相当）
- 9月：政府が70%を補助（月2,187.50ポンドが上限）、雇用主が賃金の10%（政府補助との合計で2,500ポンドが上限）と社会保険料等を負担（賃金負担と合わせて件費の14%相当）
- 10月：政府が60%を補助（月1,875ポンドが上限）、雇用主が20%（政府補助との合計で2,500ポンドが上限）と社会保険料等を負担（賃金と合わせて件費の23%相当）

また、6月末までは、一時帰休の期間が継続して3週間以上であることが適用の条件とされ、従業員はこの間、雇用主や関連の企業のために役務を提供してはならないとされたが、段階的な経済活動の再開の方針に合わせて、7月以降は短時間就業を行う労働者に

ついても、休業部分が補助されることとなった（休業部分のみを補助対象とし、支給上限額は休業比率により減額）。

2 実施主体

同スキームの実施は、歳入関税庁（HM Revenue and Customs：HMRC）が担っている。HMRCは、所得税、法人税、社会保険料などの徴収、関税に関する業務を担う執行機関で、グループ全体で6万1,456人の職員を擁し^(注7)、うち989人がデジタルサービスを担う法人Revenue and Customs Digital Technology Services Limitedに属する^(注8)。HMRCは、オンラインの源泉徴収サービス（Real Time Information）を2014年から導入しており、雇用主には労働者をシステム上で登録のうえ、源泉徴収について報告することが義務づけられている。

3 予算規模

同スキームの予算上の上限は、明示されていない。支出額は、スキーム開始以降9月20日時点までで393億ポンド^(注9)。

4 支給までのプロセス

雇用主は、政府のオンラインサービス（Government Gateway）に登録し、かつHMRCのオンライン源泉徴収サービスに対象となる労働者を登録していることを前提に、専用のサービスサイトから申請を行う。税に関するオンラインサービスウェブサイトの一環として、申請受付のサービスが提供されていると見られる^(注10)。HMRC

は申請内容を審査、必要に応じて追加の確認等を行った後、補助を支給する。

なお、雇用主は賃金補助の申請後、対象となった各労働者に関する申請期間と申請額、申請番号、算定根拠、短時間就業による労働者についてはこれに加えて、通常の労働時間とその算出根拠ならびに実労働時間を記録し、6年間保存しなければならない。

5 申請の仕方

歳入関税庁のオンラインサービスを通じて、雇用主が申請する。なお、源泉徴収に関する事務手続きの請負企業が代理で行うことも可能。

6 対象

申請可能な雇用主は、オンラインの源泉徴収サービス上で従業員を登録のうえ、給与支払いの実績があり、かつ国内の銀行に口座を有する者（企業、非営利団体、人材業企業、公的機関など従業員を雇用する全ての形態の組織に適用）。

また、雇用主がスキームの適用対象とすることのできる労働者は、3月19日までにオンラインサービス上で給与支払いの対象として登録した全ての被用者（employee）、また被用者ではないが源泉徴収により報酬を支払った労働者（worker）で、コロナウイルス感染拡大の影響により一時帰休の状態にある者。

なお7月以降は、前月末までにスキームの適用を受けた者に対象を限定している。

7 申請の項目

申請に際して必要となる情報は、以下の通り（注11）。

<雇用主について>

源泉徴収サービス上の登録番号、銀

行口座番号・登録住所、連絡先（電話番号、氏名）、法人税登録番号、確定申告番号、法人登録番号

<労働者について>

一時帰休とする労働者数、氏名、国民保険番号、給与支給番号または社員番号（ある場合）、一時帰休の開始日・終了日、支給申請額（給与、社会保険料等）

このほか、7月以降、短時間就業を行う労働者を一時帰休とする場合は、対象従業員の通常の労働時間、実労働（予定）時間についても申告を要する。

8 審査主体

歳入関税庁が審査を行う。

9 給付までのおよその時間

政府のガイダンスによれば、原則として申請から6日間以内に支給される。

10 給付方法（小切手か銀行振込みか）

雇用主の銀行口座に支給される。

11 不正受給等への対応

雇用維持スキームをめぐるのは、導入以降比較的早い段階から、不正受給の横行が指摘されていた（注12）。一時帰休中として賃金補助を受けつつ、当該の労働者を引き続き就労させるといった手法が典型的とされる。現地報道によれば、HMRCには4月以降6月までで3,000件あまりの通報があったとされる。ある調査では、一時帰休中の従業員の3分の1前後が通常業務や管理業務に従事しているといった結果も報告されるなど、不正の温床となっており、また不正な就業を断って解雇されるといった事例も生じているという（注13）。7月には、イングランド中部の都市バーミンガムで49万

5,000ポンドの不正受給容疑による逮捕者が出ている（注14）。

こうした状況への対応策として、政府はHMRCに対して、スキームに関する検査の実施や、不正な（本来は受給の権利のない）受給あるいは補助金を賃金の支払いに用いなかった場合等に罰金を科すなどの権限を与えた（注15）。ガイダンスは、不正受給を行った雇用主がどの段階で不正であると感じていたかに応じて、罰金額（最高で受給額の100%）を決定するとしている（注16）。

なお、HMRCは9月初旬、不正受給または誤給の規模について全体の5~10%程度との想定を示しており、同時点の支給額に換算すれば、最大で35億ポンド相当となる（注17）。HMRCは、新しい制度であることや、雇用主が困難な状況に取り組んでいた時期であることもあり、意図せずになされた誤申請を追及する計画はないとして、雇用主が自主的に必要な訂正を行うことを求める（注18）一方、不正や乱用の摘発には注力するとの方針を示している。現在、とりわけ不正リスクが高いと考えられる2万7,000件あまりについて、調査が実施されているとしている（注19）。

12 新スキームによる休業者から短時間就業者への補助対象の切り替えは頓挫

雇用維持スキームが10月末で終了することを受けて、政府は9月下旬、新たな給付スキーム「雇用支援スキーム」(Jobs Support Scheme)を導入するとの方針を示した。従来の雇用維持スキームの主な対象が休業中の労働者であり、また雇用主負担が限定的であったのに対して、新たなスキームは、休業者を対象から除外し、短時間就業者に限定する内容となった。政府は当

初、通常の労働時間の少なくとも33%以上就業する労働者を対象に、残りの時間（33%就業する場合は、通常の労働時間のおよそ66%）に相当する賃金の3分の1を政府が補助（月697.92ポンドが上限）、もう3分の1を雇用主が負担するとしていた。実施は、2021年4月までの6カ月間、適用対象は、250人未満規模の全ての中小企業と、新型コロナウイルスの影響により売上高が3分の1以上減少した大規模企業とされた。

ところが、新スキーム導入の公表からほどなく、新規感染者の拡大が10月に入って急激に加速したことから、再び休業要請等の対応策を講じる必要が生じた。政府は当初、自治体ごとの感染状況に応じた制限の導入を想定していたため、対策を要する地域に限定的に適用される新スキームの拡充措置として、国・自治体による法的な休業要請により1週間以上の休業が必要となった雇用主には、労働者の賃金の67%相当を支給するとしていた。またスキーム自体にも、対象の拡大や雇用主負担の引き下げ、政府の補助率の引き上げなどの修正を加えて対応を図った。しかし、全国規模でのロックダウンが不可避となったことから、最終的には新スキームの導入を中断し、雇用維持スキームを3月まで延長するとの方針を決めた。補助率は8月時点の8割（月2,500ポンドが上限）が適用され、雇用主は社会保険料のみの負担となる見込みだ。

なお、7月に公表された「仕事のためのプラン」(Plan for Jobs)では、各種支援策の一環として、雇用維持スキームの対象となった労働者を2021年1月末まで雇用する場合、労働者1人当たり1,000ポンドの補助を雇用主に支給するとの方針が示されていたが、

雇用維持スキームが1月を超えて延長されることから、実施が見合わせられることとなった。

まとめ

イギリスでは、従来から実施されていた税・社会保険料に関するサービスのデジタル化の浸透が、新たな賃金補助制度の導入を容易にしたとみられる。スキームの実施を担うHMRCが、申請資格のある雇用主や、補助対象となった労働者に関する情報をあらかじめ有しており、申請内容と照合することが可能なためだ。同時に、申請のための資格要件が簡素であること（感染拡大の事業への影響は要件化されていない）が、処理を容易にしていると推測される。結果として、少なくともこれまでのところ、支給の遅れや混乱が生じているといった報道は見られない。同様にデジタル化が進んだといわれる社会保障給付において、大幅な支給遅延が折に触れて問題化していることを考え合わせれば、スキームは比較的円滑に導入、実施されているといえる。

一方で、簡易な要件や手続きにより多くの雇用主に申請可能とすることで、意図せざる違反や不正、乱用のケースも増加したとみられる。HMRCも明確にしている通り、一定割合の不正受給や誤過給等は不可避として、明確な不正や乱用に限定して事後的な摘発を行うことが前提とされている。不正事例には、例えば補助期間中の対象労働者の就労の有無等の把握など、実地の検査を要するケースが多く含まれるとみられることから、摘発や過払い分・罰金の回収には、実施体制が制約となることが予想される。

[注]

- 1 3月上旬の2020年度予算案において示された一連の対策では、事業に支障が生じた中小企業を対象とする政府保証付き貸付制度の導入や、影響が大きいとみられる業種に対するビジネス税の減免などが打ち出された。
- 2 前倒しでの適用や、中小企業（250人以下規模）について同手当の支給費用を2週間分補助。
- 3 傷病手当の適用を受けられない自営業者や低賃金層が休業する場合には、適用可能な社会保障給付があればこれを速やかに支給するため、手続きの簡素化を図るとしていた。
- 4 このほか、生活困難者に対する支援として、低所得層向け給付の支給額の増額や、住宅給付の引き上げなどの社会保障給付の拡大策に、70億ポンドを投じるといった方針が示された。
- 5 以降、制度概要や手続きについては、政府のガイダンスによる。(Gov.uk 'Check if you can claim for your employees' wages through the Coronavirus Job Retention Scheme')
- 6 例えば、管理費等の名目による減額を、従業員との間で新たに取り決めてはならない、など。
- 7 "HMRC annual report and accounts: 2018 to 2019"
- 8 "RCDS annual report and accounts: 2018 to 2019"
- 9 HMRC coronavirus (COVID-19) statistics (<https://www.gov.uk/government/collections/hmrc-coronavirus-covid-19-statistics>)
- 10 閲覧にはサービスへのログインを要するため、具体的な入力項目等は参照できない。
- 11 政府のガイダンスによる('Claim for wages through the Coronavirus Job Retention Scheme')。
- 12 People Management 'Businesses should be wary of abusing the job retention scheme' (10 June 2020)
- 13 BBC 'Coronavirus: My employer broke the furlough rules' (18 June 2020)
- 14 BBC 'Solihull man arrested over £495,000 'furlough fraud'' (9 July 2020)
- 15 7月に成立した2020年財政法 (Finance Act 2020) の付則16 (Schedule 16) による。
- 16 HMRC "Penalties for not telling HMRC about Coronavirus Job Retention Scheme grant overpayments - CC/FS48"
- 17 The Guardian 'Up to £3.5bn furlough scheme cash may have been wrongly paid out' (7 September 2020)
- 18 ガイダンスは、過給や返還を行う場合は、受給から30日以内に行うこと、またこれを超えた場合には、受給から90日以内かまたは10月20日のいずれか後の期日までに、HMRCに届け出を求めている。これに違反した場合に、罰金等が科されることになる。(HMRC 'Pay Coronavirus Job Retention Scheme grants back')
- 19 The Guardian 'Watchdog warns over UK furlough fraud and government contracts' (16 September 2020)

【資料出所】

Gov.uk, The Guardian, BBC, People Management ほか各ウェブサイト

コロナ禍における操業短縮手当と給付プロセス ——ドイツ

1 雇用維持スキームの概要

(1) 操業短縮手当制度とは——技能維持と解雇抑制に効果

操業短縮手当 (Kurzarbeitergeld, KuG、以下「操短手当」) は、失業の抑制や企業内の技能維持に一定の効果があるとされる雇用維持スキームの一つで、1969年に創設された。操短手当を利用して熟練従業員を解雇せずに短時間労働に移行することで、熟練者の保有する技能を社内に留めることができる。景気が回復して増産する場合は、新たに採用して教育する手間と費用が省けるうえ、即座に以前と同質の製品が生産できるという利点がある。

当該制度の活用と、従来から普及していた「フレックス」や「労働時間口座 (注1)」等の柔軟な労働時間制度を併用することで、ドイツは世界経済危機で大量の失業者を出さず、他国に先駆けて景気が回復し、EUやOECDから当時「雇用の奇跡」と称され、注目が集まった (注2)。

操短手当は、景気後退等による操業短縮に伴って従業員を休業 (部分休業を含む) させた場合に、従業員の賃金減少分の60% (扶養義務がある子を有する場合は67%) を助成する制度である。主な財源は失業保険 (労使折半) だが、それでもなお財源が不足する場合には、一般財源 (税金) が投入されることになっている。支給期間は原則12カ月までだが、省令によって最長24カ月まで延長が可能である。また、支給の決定に際しては①経済的理由等のやむを得ない事由による操業短縮で、それを防ぐための様々な対策

がすでに講じられていること②操業短縮に伴う休業が一時的なもので、助成期間中に再びフルタイム労働への移行が見込まれること③操業短縮について関係者の合意があること④事前に公共職業安定機関への届け出があること⑤事業所内の3分の1以上の従業員について10%以上の所定内賃金の減少があること——等が要件となっている。

(2) 操短手当の要件緩和——2020年3月

ドイツ政府はコロナ禍の3月10日、新型コロナウイルスの影響で操業短縮を余儀なくされた企業や従業員を支援するため、「操短手当」の支給要件の緩和を閣議決定した。主な緩和の内容は、従来の操短手当の支給要件であった「事業所内の3分の1以上の従業員が対象」を、「従業員の10%以上 (10分の1以上) が対象」まで比率を大幅に引き下げ、当該労働者について10%以上の賃金減少があった場合に、操業短縮で減少した賃金の一定割合を補填することとした。

また、手当の支給対象を派遣社員にも拡大し、さらに、操業短縮中の労働者の社会保険料の雇用主負担分は連邦雇用エージェンシー (Bundesagentur für Arbeit, BA) が全額肩代わりすることとした。また、従来の支給要件で

ある「事前に公共職業安定機関への届け出」がなくとも、特例で事後申請も可能とし、手当支給を2020年3月1日から遡及適用することとした (注3)。

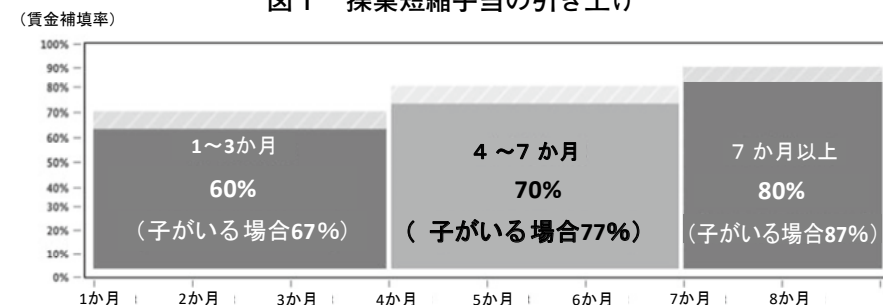
この要件緩和により、操業短縮労働者数は4月に急増した。連邦雇用統計局が9月に発表した最新の暫定推計によると、4月に操業短縮手当を受給した労働者は595万人であったが、7月には424万人にまで減少し、その後も減少し続けている (注4)。

(3) さらに支援の強化——2020年5月および9月

政府はその後5月28日に、コロナ危機克服のため、労働社会分野における様々な追加支援を行った。なかでも特に注目を集めたのは、操短手当の補填率の引き上げである。

引き上げの対象となったのは、労働時間が通常時の50%以上減少した労働者である。支給開始から3カ月間は、従来通り休業により減少した手取り賃金の60% (子がいる場合は67%) だが、4カ月目からは同70% (子がいる場合は77%)、7カ月目からは同80% (同87%) に引き上げられる (図1)。なお、補填率が引き上げられても、操業短縮中の労働者の社会保険料の雇用主負担分は連邦雇用エージェンシーが全額償

図1 操業短縮手当の引き上げ



資料出所: BMAS (2020)

手当が支給される。

5 申請の仕方(郵送かオンラインか)

連邦雇用エージェンシーのサイトによると、操短手当の申請は雇用主のeServicesアカウントを通じて、オンラインでの申請が可能である(注14)。

6 対象

操短手当の支給対象は、一定の前提条件を満たす失業保険の被保険者(労働者)である。手当の主目的は、操業短縮の際に、労働者の雇用の継続を可能にして解雇を避けることであり、そのような努力を行った雇用主に対する支援制度であるとも言える。

7 申請の項目

「届け出用紙」と「申請リスト」に設けられた申請項目は、主に以下の通りである；

登録番号、派生番号、事業番号、雇用主(申請者)情報：事業者名、住所、電話、FAX、メールアドレス、総務・給与担当者情報、銀行口座情報、操業短縮に関する情報：対象範囲(企業全体、部署ごと、操短をする社員数(男女人数、従業員総数)、社員給与リスト、従来の給料額、現在の給料額、月額計算額、操短の際の金額、受け取り権利のある従業員に実際に支払われたことを証明(もしくは支払った後に証書を送付)、年金を申請してまだ受け取っていない社員のリスト(あれば)、既に解雇した社員情報(ある場合は解雇日と名前をリスト化)、有給休暇の有無、労働時間口座の使用有無、社員による受取証明書の有無(無い場合の理由)。

8 審査主体

雇用エージェンシー(AA)や連邦雇用エージェンシー(BA)であると思われる。

9 給付までのおよその時間

申請から給付までの期間については、9月23日時点の連邦雇用エージェンシーのサイト(注15)によると、「5～10営業日」と説明されている(しかし、以前5月に同サイトを見た時は、「15営業日」と記載されていた)。このこ

とから、給付までのおよその期間は、申請状況に応じて適宜サイト上で変更されるようである。

政府のPDF情報(連邦労働社会省、8月1日発行)によると、申請受付から給付までは「15営業日」とあり、報道でも通常は3週間かかるとの記載があるため、「15営業日(3週間)」が目安だと思われる(注16,17)。

10 給付方法(小切手か銀行振込みか)

申請書に「銀行口座」の記入欄があるため、銀行振込みによる給付だと思われる。

11 不正受給等への対応

7月末時点で約900件の疑わしい操短手当の事例があるとされる(注18)。コロナ禍における企業の経営継続のための手当支給を優先したことによるもので、支給後に確認して発覚したケースが多い。また、ソフトウェアを用いて潜在的な濫用パターンを識別させる等、ICT技術を活用しながら不正受給を抑制する取り組みがなされている。

なお、操短手当は「操業短縮に伴う休業が一時的なもので、助成期間中に再びフルタイム労働への移行が見込まれること」が支給要件となっているが、今後、操短手当の支給が終了した場合、大量の破産が発生する可能性もあり、連邦雇用エージェンシーの職員は、破産申請を処理するためのトレーニングを7月から開始している(既述の通り、その後9月に、支給期間が最大12カ月から24カ月に延長された)。

このほか連邦雇用エージェンシーの名を騙り、「操短手当の許可」というタイトルのメールで個人情報をだまし取ろうとする詐欺メールが出回っており、連邦雇用エージェンシーによる警告が出されている(注19)。

[注]

- 1 労働者が残業をした際にその残業時間を銀行口座のように貯めておき、後日休暇などで相殺する制度。
- 2 JILPT (https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2010_3/german_01.html).
- 3 Bundesministerium für Arbeit und Soziales(BMAS) (https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/kug-faq-kurzarbeit-und-qualifizierung-englisch.pdf?__blob=publicationFile&v=5), (<https://www.bmas.de/DE/Schwerpunkte/Informationen-Corona/Kurzarbeit/kurzarbeit.html>).
- 4 Bundesagentur für Arbeit (BA) (<https://www.arbeitsagentur.de/presse/2020-43-der-arbeitsmarkt-im-september-2020>).
- 5 Bundesministerium für Arbeit und Soziales(BMAS) (<https://www.bmas.de/DE/Schwerpunkte/Informationen-Corona/Kurzarbeit/kurzarbeit.html>).
- 6 tagesschau.de, 08/26/2020, (<https://www.tagesschau.de/inland/beschluesse-koalitionsausschuss-101.html>), Zeit online, 16. September 2020, (<https://www.zeit.de/wirtschaft/2020-09/coronakrise-finanzhilfen-kurzarbeit-verlaengerung-bundesregierung-2021>).
- 7 「自治管理」とは、BA本部に設置されている政労使三者構成(政労使各7人、計21人)の「管理評議会(Verwaltungsrat)」を指す。
- 8 社会法典第3編367条。公法上の法人(Körperschaft des Öffentlichen Rechts)は、public-law corporationと英訳されることが多い。
- 9 Bundesagentur für Arbeit (BA) (<https://www.arbeitsagentur.de/ueber-uns>).
- 10 Bundesagentur für Arbeit (BA) (<https://www.arbeitsagentur.de/datei/ba146386.pdf>).
- 11 Jetro (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/04/b94af77b13cb0861.html>).
- 12 Die bayerische Wirtschaft(vbw) (<https://www.vbw-bayern.de/vbw/ServiceCenter/Corona-Pandemie/Kurzarbeit/Aufstockung-KUG.jsp>), Tax Foundation (<https://taxfoundation.org/kurzarbeit-germany-short-work-subsidy-scheme/>), Zeit Online, 17 August 2020, (<https://www.zeit.de/wirtschaft/2020-08/kurzarbeitergeld-angela-merkel-olaf-scholz>).
- 13 Bundesagentur für Arbeit (BA) (https://www.arbeitsagentur.de/datei/kurzanzug-kug-107_ba146383.pdf) (https://www.arbeitsagentur.de/datei/kug108_ba013010.pdf).
- 14 Bundesagentur für Arbeit (BA) (<https://www.arbeitsagentur.de/unternehmen/finanziell/kurzarbeitergeld-beientgeltausfall>).
- 15 Bundesagentur für Arbeit (BA) (<https://www.arbeitsagentur.de/unternehmen>).
- 16 Bundesministerium für Arbeit und Soziales(BMAS) (https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/kug-faq-kurzarbeit-und-qualifizierung-englisch.pdf?__blob=publicationFile&v=5).
- 17 tagesschau.de, 27.07.2020, (<https://www.tagesschau.de/wirtschaft/kurzarbeit-missbrauch-101.html>).
- 18 tagesschau.de, 27.07.2020, (<https://www.tagesschau.de/wirtschaft/kurzarbeit-missbrauch-101.html>), F.A.Z. 26.07.2020, (<https://www.faz.net/aktuell/wirtschaft/bundesagentur-fuer-arbeit-zum-betrug-mit-kurzarbeitergeld-16877006.html>).
- 19 Bundesagentur für Arbeit (BA) (<https://www.arbeitsagentur.de/unternehmen>).

解雇・失業回避のための部分的失業制度の拡充 ——フランス

フランスには、コロナ危機以前から「部分的失業」あるいは「部分的活動 (Activité partielle - chômage partiel)」制度という失業 (解雇) を回避する雇用維持スキームがある。景気変動や原材料の調達困難、業態変革による事業再編等の要因によって事業の縮小または一時停止を余儀なくされた雇用主に対し、従業員の賃金を一部補填することにより支援することで、従業員の雇用維持を図ることを目的とするものである。

1 スキームの概要

部分的失業制度は、景気変動や原材料の調達が困難になるなどの要因によって事業の縮小または一時停止を余儀なくされた企業を支援するための制度である (注1)。不景気や災害、企業再編などを理由として従業員を休業させた場合、雇用主は総額賃金の70% (ただし、手取りの最低賃金である1時間当たり8.03ユーロが下限) を支払い、失業保険からその企業に対して1時間当たり7.74ユーロ (従業員数251人以上の企業の場合。250人以下の場合は7.23ユーロ) が助成される (注2)。

2 特別措置の経緯

新型コロナウイルス感染拡大の対策として、2020年3月から特別措置が実施されている。通常制度よりも審査プロセスを簡素化し、給付決定や実際の給付までの期間を短期化する措置がとられているほか、給付の水準が手厚くなっている。

2020年2月までの制度では、既述のとおり雇用主が従前賃金の70%を

従業員に支払い、その雇用主に対して失業保険制度から1時間当たり7.74ユーロ (従業員数251人以上の企業の場合) が助成されるというものであったが、2020年3月以降は、企業が支払った満額を国および失業保険から助成されるものとなった。ただし、助成される賃金の対象は法定最低賃金 (SMIC) の4.5倍を上限とする。制度の利用期間は、2020年2月までは原則として6カ月間であったが、最長で12カ月間まで延長されている。利用できる時間の上限についても、2月までは1,000時間までであったが、1,607時間に延長されている (注3)。

この特別措置の実施の結果、制度の申請者は急増し、4月末までに全雇用労働者の3分の1に相当する880万人にまで達した。制度の拡充によって失業者の急増が回避された一方で、失業保険制度を補填する国の負担は、特別措置を決定した第1次補正予算 (3月23日成立) の時点で85億ユーロが計上されたが、4月上旬には既にそれを上回り、4月25日に成立した第2次補正予算では258億ユーロに膨れ上がったため、特例措置の見直しが検討されることになった。また、この時点で不正受給が確認されるようになった

ことを踏まえ、利用条件を段階的に厳格化し、助成水準が順次引き下げられることとなった。政労使の協議を経て6月

1日からは、従前賃金の60% (70%からの引き下げ) を雇用主が従業員に支払い、企業が支払った賃金の85% (つまり企業負担は15%) を国および失業保険制度から助成される制度に改正された (注4)。一方、ロックダウン解除後も引き続き営業が禁止された観光業や外食産業については、これまで通り、従前賃金の70%を企業が従業員に支払い、企業が支払った賃金の満額を国および失業保険から助成する措置が維持された。

さらに、ポストコロナを見据えて失業保険制度を恒久的に維持するという観点から、10月1日からは国と企業の負担割合が見直されることとなった。従業員が受け取る賃金は従前の60%、国および失業保険から企業への助成は60% (85%からの引き下げ)、企業は40% (15%からの引き上げ) を負担する制度に改変された (この改正の開始時期は、11月1日に延期され、さらに、10月27日に開催された政労使の協議によって、12月31日まで延長されることになった)。

こうして利用条件を段階的に厳格化する一方で、労使合意を条件として失業 (解雇) の回避とともに一定の所得水準を維持する「長期部分的失業制度

表 制度改正の経緯

	企業の支払い	国・失業保険の負担
~2020年2月	70%	1時間当たり7.74ユーロ (従業員規模251人以上)
3月~5月	70%	満額
6月~11月	60%	85% (企業負担: 15%)
(観光業・外食業等)	70%	満額
7月~9月 (労使合意)	70%	85% (企業負担: 15%)
11月~	60%	60% (企業負担: 40%)
10月~ (労使合意)	60%	80% (企業負担: 20%)

（APLD：Activité partielle de longue durée）」の導入が決まった^(注5)。7月1日から導入されたこの制度は、事業所や企業、企業グループレベル、あるいは産業レベルでの労使合意を条件として、一定の所得水準（従前賃金の70%、国および失業保険から85%を助成）を保障する制度である。労使合意には、適用期間、対象となる事業や従業員、労働時間削減の上限、雇用および職業訓練に関する雇用主の誓約、制度の実施状況を労働組合や従業員の代表組織に対して情報提供する方法などを明記しなくてはならない。制度利用中に経済的理由の解雇が行われた場合、助成金の支給は停止され、雇用主は受給した助成金の全額返還が求められる。

3 実施主体

手当の支給はUrssaf（社会保障及び家族手当保険料徴収連合、Union de Recouvrement des Cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations Familiales）から実施される。

Urssafは、社会保障料の徴収・管理を行うほか社会保障財源となる租税の徴収を担う民間組織である。労使代表および政府任命の専門家で構成される理事会によって運営されている。

4 予算規模

コロナ禍の対応として補正予算が組まれている^(注6)。その予算規模は、第1次補正予算（3月23日成立）では、85億ユーロ、第2次補正予算（4月25日成立）では、258億ユーロ、第3次補正予算（7月30日成立）では、310億ユーロとなっている。

5 受給までのプロセス

雇用主は、DIRECCTE(Direction

régionale des entreprises, de la concurrence, de la consommation, du travail et de l'emploi：企業・競争・消費・労働および雇用のための地域総局）に対して手続き申請する必要がある。それに先立ち、申請には、企業内従業員組織、社会経済委員会の同意書が必要となるため、労使協議をする必要がある。

6 申請の仕方

原則としてオンラインによる申請である^(注7)。オンライン画面で当該事業所のシレット番号^(注8)を入力することによって、無料登録される。雇用主は画面上の指示に従い、決定の通知を電子メールで受け取ることができる。

7 対象

制度の適用対象となる企業は、労働法典R. 5122-1条に規定されている五つの要因のいずれかによって、事業操業の全部または一部の停止を余儀なくされた企業である^(注9)。五つの要因とは、1. 不景気（受注の減少など）、2. 原材料またはエネルギー調達での問題、3. 災害（または悪天候）またはその他、例外的な状況（主要顧客を失った場合など）で、業務の一時停止または縮小に陥った場合、4. 企業の業態変化、再編または近代化、5. その他、例外的な要因である。適用対象となる従業員や削減される労働時間は、企業内委員会（社会経済委員会）との協議を経て、決定される。

8 申請の項目

申請する際に記載すべき項目は、以下のとおりである^(注10)。①部分的な失業を利用する理由②活動不足の予測可能な期間③申請理由（経済状況および詳細な事業所の現状）④関係従業員数

⑤非稼働となる推定時間数。

9 審査主体

申請の審査は、DIRECCTEが担っている^(注11)。各地域圏(région)に置かれたDIRECCTEは、経済担当省、産業担当省および雇用担当省と労働担当省に共通の支部局であり、労働政策部門、企業・雇用・経済部門、競争・消費・不正行為取り締まり・計測部門の三つの部門からなる。

10 給付までのおよその時間

オンラインでDIRECCTEに提出された申請は48時間以内に回答される。48時間以内に回答がない場合は、問題なく受理されたものと見なされる^(注12)。月ごとの助成金支給はオンラインで申請する^(注13)。助成金は、平均して12日以内にUrssafから会社に支払われる^(注14)。

11 給付方法

支払いは、Urssafによって行われる。

12 実施状況

部分的失業の特別措置の実施により、コロナ禍にあっても雇用局（公共職業安定所）に登録される求職者に失業者数は比較的 low 水準に保つことができ、労働市場の極端な悪化を防ぐ効果がみられた。部分的失業制度利用者数は、3月下旬から急激に増加し、申請対象の従業員数は3月20日の時点で1,100万人、4月20日の時点で1,220万人、5月20日の時点で1,260万人になった^(注15)。だが実際に適用された従業員数は、3月20日の時点で700万人、4月20日の時点で860万人、5月20日の時点で730万人だった^(注16)。最も多い月の4月20日時点では、雇用労働者の約3分の1に相当する被用者が

利用したことになるが、申請して受給資格が決定したものの、受給申請は行わなかった企業の従業員数が30%程度いたことになる。実際に部分的失業制度が利用された時間数は、8億3,200万時間にのぼり、週労働時間35時間をフルタイムとして換算すると1人当たり2.8週間に達した(注17)。

これにより失業保険会計の収支が大幅に悪化しており、2020年の収入額は前年の392億ユーロから331億ユーロに減少、支出額は前年の411億ユーロから大幅に増加して588億ユーロとなる見込みである。支出のうち、部分的失業にかかるものは、4,000万ユーロから102億ユーロに増加する。その結果、赤字額は19億ユーロから257億ユーロへと膨れ上がるが、その半分が、部分的失業における失業保険会計からの負担分に相当する。失業保険会計の累積債務は2020年末時点で631億ユーロとなる見込みである(注18)。

給付までの期間は、政府の説明では12日以内としているが、全ての給付が実際にその期間内に完了しているわけではない。フランス第2の都市リヨンのバー経営者の声として、零細企業等に対する1,500ユーロの助成金は受け取ったものの、部分的失業の支給は、数週間待っているが受け取れていないなどという、報道が見られる。また、助成金の申請を4月2日に行ったにもかかわらず、4月末になっても何ら音沙汰がない(振り込まれていない)という鍵の複製や靴の修理などを行う従業員数4人の企業のケースなども報道されている(注19)。ただ、このような報道は、非常に少ない(注20)。

13 不正受給の有無、実施上の問題点等

不正受給に関しても確認されている。政府は当初、危機に対処し、レイオフ

の波を制御して、失業の急激な増加を防ぐことを優先するため、審査手続きを大幅に緩和し、事後的に規則の順守を監視する体制をとった。しかし、5月に入って不正受給が確認されたため、5月末までに不正受給の監督を強化するという方針に転換した(注21)。

不正受給は大きく分けて2タイプあり、申請者が架空の企業である場合の詐欺と申告内容の虚偽(就業しないとして申告した時間に企業側が就労を求めるケース等)がある(注22)。7月末時点で、ボルヌ労働大臣は2万5,000件について調査を終え、1,400件(700社)の詐欺容疑を確認したと発表し、「夏の終わり」までに5万件の調査を予定しているとしていた(注23)。

労働省が9月16日に公表した調査結果によると、2020年3月に導入された部分的失業の特別措置の利用に関する不正受給の規模は、2億2,500万ユーロ程度であり、これまでの総支出額300億ユーロの0.75%にとどまっていると推計した(注24)。5万件の調査に対して、9,500件の詐欺容疑が確認され、440件が刑事訴訟の手続きにつながったという。不正の疑いの半額は既に支給停止または返還の対象となったという(注25)。この不正件数について労働省は、300億ユーロの支給規模を踏まえればごく僅かな件数としたうえで、どのようなシステムでも詐欺を行う者は常にいるとしている。

そうした個別企業による不正受給のケース以外にも組織的な詐欺の疑いがある事案も取りざたされている(注26)。パリ地検が7月10日から捜査を開始した事案は、実際に存在する企業を詐称して申請し、助成金を詐取するという手口の詐欺である。つまり、部分的失業の申請をしなかった実在する企業の会社名とシレット識別番号を利用し

て、オンライン申請するという詐欺である(注27)。捜査対象となっている2件のうち、1件では、南仏オクシタニー地域圏で160社以上が詐称の被害を受けたものとみられている。全体として、170万ユーロを超える助成金が詐取され、外国の銀行口座などに渡ったとされている。

まとめ

フランスの部分的失業制度は、申請を原則として電子手続きとしたこと、手続きに係る労使協議のプロセスを簡略化できるようにしたことによって、申請から給付までの期間を短縮化することが可能となった。また、事後の申請を可能としたこと等によって、利用条件が緩和された。申請書類に社会保障や租税関係の申請に必要な事業所コード(シレット識別番号)を記載することによって申請者を確認する方法をとり、申請段階での細かい審査を行わないことによって、申請決定までに48時間、支給まで12日以内の体制を整えた。実際にその期間内に受給できなかった例は挙がっているが、それほど多くはないとされる。受給資格のない事業主に対する支給や、オンライン申請の盲点について、当事者ではない者がシレット識別番号をなりすまして申請する不正受給が確認されている。しかし、政府としては、いかなるシステムも完璧ではないという考え方に基づき、支給された金額の規模に比して不正受給の額はそれほど大きくないという見解を示している。

[注]

- 1 政府公共サービスサイト(Activité partielle : démarches de l'employeur (chômage partiel ou technique), Recours à l'activité partielle, Rémunération versée au salarié) 参照。
(<https://www.service-public.fr/professionnels-entreprises/vosdroits/F23503>)
- 2 政府公共サービスサイト(Activité partielle : démarches de l'employeur (chômage partiel ou

- technique), Vérifié le 01 octobre 2020 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre), Ministère chargé du travail, Avant mars 2020, Allocation d'activité partielle) 参照。
(<https://www.service-public.fr/professionnels-entreprises/vosdroits/F23503>)
- 3 政府公共サービスサイト (Activité partielle : démarches de l'employeur (chômage partiel ou technique), Vérifié le 01 octobre 2020 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre), Ministère chargé du travail, Avant mars 2020, Recours à l'activité partielle) 参照。
(<https://www.service-public.fr/professionnels-entreprises/vosdroits/F23503>)
- 4 労働・雇用・社会復帰省ウェブサイト (Activité partielle - chômage partiel, publié le 17.04.20 mise à jour 01.10.20, Quel est le taux de l'allocation d'activité partielle versé par l'agence des services et de paiement (ASP) à l'employeur ?) 参照。
(<https://travail-emploi.gouv.fr/le-ministere-enaction/coronavirus-covid-19/questions-reponses-par-theme/faq-chomage-partiel-activite-partielle#indemnite>)
- 5 労働・雇用・社会復帰省ウェブサイト (Activité partielle de longue durée (APLD), publié le 05.08.20 mise à jour 14.09.20) 参照。
(<https://travail-emploi.gouv.fr/le-ministere-enaction/relance-activite/apld>)
- 6 第1次補正予算 (Loi du 23 mars 2020 de finances rectificative pour 2020)
(<https://www.vie-publique.fr/loi/273946-loi-de-finances-rectificative-pour-2020-budget-rectificatif-covid-19>)
第2次補正予算 (Loi du 25 avril 2020 de finances rectificative pour 2020)
(<https://www.vie-publique.fr/loi/274104-2e-loi-de-finances-rectificative-2020-budget-de-crise-covid-19>)
第3次補正予算 (Loi du 30 juillet 2020 de finances rectificative pour 2020)
(<https://www.vie-publique.fr/loi/274508-loi-du-30-juillet-2020-de-finances-rectificative-3e-budget-rectificatif>)
- 7 政府公共サービスサイト (Téléservice : Demande d'autorisation préalable et d'indemnisation d'activité partielle) 参照。
(<https://www.service-public.fr/professionnels-entreprises/vosdroits/R31001>)
[以下のサイトにすべての申請がオンラインで行われる]と明記されている。労働・雇用・社会復帰省ウェブサイト (Le dispositif exceptionnel d'activité partielle) 参照。
(<https://www.pole-emploi.fr/employeur/vos-declarations-et-cotisations/le-chomage-partiel-ou-technique/lactivite-partielle.html>)
- 8 すべての会社にSiren番号とSiret番号の2つの識別番号がある。Siren番号は、会社の全国的な識別子で、9桁のランダムな数字で構成される番号である。Siret番号は、各企業または同じ企業の各事業所を地理的に識別するための番号である。会社が所有する事業所の活動が行われる場所を識別し、一つの活動が複数の事業所で行われる場合、それぞれに異なるSiret番号が割り当てられる。Siret番号は14桁であり、Siren番号(9桁)+NIC(内部分類)番号(numéro interne au classement)(5桁)の14桁の数字で構成される。NIC番号は地理的な場所を定義する番号である(政府公共サービスサイト(Comment obtenir un numéro Siren ou Siret ?, Vérifié le 11 juin 2020) 参照)。
(<https://www.service-public.fr/professionnels-entreprises/vosdroits/F32135>)
- 9 政府公共サービスサイト (Activité partielle : démarches de l'employeur (chômage partiel ou technique), Demande d'autorisation) 参照。
(<https://www.service-public.fr/professionnels-entreprises/vosdroits/F23503>)
- 10 政府公共サービスサイト (Activité partielle : démarches de l'employeur (chômage partiel ou technique), Demande d'autorisation) 参照。
(<https://www.service-public.fr/professionnels-entreprises/vosdroits/F23503>)
- 11 政府公共サービスサイト (Activité partielle : démarches de l'employeur (chômage partiel ou technique), Demande d'autorisation) 参照。
(<https://www.service-public.fr/professionnels-entreprises/vosdroits/F23503>)
- 12 労働・雇用・社会復帰省ウェブサイト (Fiche Activité partielle - chômage partiel, Dispositif exceptionnel d'activité partielle, publié le 20.04.20 mise à jour 15.07.20) の「Les services de l'État (Direccte) vous répondent sous 48 h. L'absence de réponse sous 48 h vaut décision d'accord.」 参照。
(<https://travail-emploi.gouv.fr/le-ministere-enaction/coronavirus-covid-19/protoger-les-travailleurs-les-emplois-les-savoir-faire-et-les-competences/protoger-les-emplois/chomage-partiel-activite-partielle/article/fiche-activite-partielle-chomage-partiel>)
- 13 政府公共サービスサイト (Activité partielle : démarches de l'employeur (chômage partiel ou technique), Demande mensuelle de remboursement) 参照。
(<https://www.service-public.fr/professionnels-entreprises/vosdroits/F23503>)
- 14 労働・雇用・社会復帰省ウェブサイト (Fiche Activité partielle - chômage partiel, Dispositif exceptionnel d'activité partielle, publié le 20.04.20 mise à jour 15.07.20) の「L'allocation est versée à l'entreprise par l'Agence de services et de paiement (ASP), dans un délai moyen de 12 jours.」および労働・雇用・社会復帰省ウェブサイト (Consulter le questions-réponses activité partielle - chômage partiel, Quel est le délai d'instruction de la demande d'activité partielle ?) 参照。
(<https://travail-emploi.gouv.fr/le-ministere-enaction/coronavirus-covid-19/questions-reponses-par-theme/faq-chomage-partiel-activite-partielle>)
- 15 Dares, «Situation sur le marché du travail durant la crise sanitaire», 21 juillet 2020, p. 10.
(https://dares.travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/dares_tdb_marche-travail_crise-sanitaire_21-07-20.pdf)
- 16 Dares, «Activité et conditions d'emploi de la main-d'œuvre pendant la crise sanitaire Covid-19, Synthèse des résultats de l'enquête flash - septembre 2020», p. 13.
(https://dares.travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/dares_acemo_covid_synthese_septembre_2020.pdf)
- 17 労働・雇用・社会復帰省ウェブサイト (Activité et conditions d'emploi de la main-d'œuvre pendant la crise sanitaire Covid-19 - mai 2020, publié le 20.05.20) 参照。
(<https://dares.travail-emploi.gouv.fr/dares-etudes-et-statistiques/tableaux-de-bord/le-marche-du-travail-pendant-le-covid-19/enquete-acemo-pendant-la-crise-sanitaire-covid-19/article/activite-et-conditions-d-emploi-de-la-main-d-oeuvre-pendant-la-crise-sanitaire-119501>)
- 18 Unedic(失業保険管理機構) ウェブサイト (Communiqué de presse, L'Assurance chômage, un soutien majeur face à la crise du Covid-19, 18 juin 2020) および«Reference, Situation financière de l'Assurance chômage, Perspectives 2020-Consequences de la crise du COVID-19», 18 juin 2020, p.11.参照。
(<https://www.unedic.org/espace-presse/actualites/lassurance-chomage-un-soutien-majeur-face-la-crise-du-covid-19>)
(https://www.unedic.org/sites/default/files/2020-06/PREV%202020%20COVID_18%2006%2020_%20Note%20VFINALE.PDF)
- 19 «Fonds de solidarité : les entrepreneurs privés d'aides nous racontent», Capital, 28 avril, 2020.
(<https://www.capital.fr/votre-argent/fonds-de-solidarite-les-entrepreneurs-privés-daides-nous-racontent-1368619>)
- 20 当機構海外情報協力員の指摘として、パリ郊外レストラン経営者によると、「3月分の1,500ユーロの助成金は、申請後3日程度で支給されたが、同月分の部分的失業の休業に対する助成金は、受給までに2週間強を要した」とのこと。
- 21 «Fraude au chômage partiel : Bruno Le Maire promet des sanctions», Capital, 31 mai, 2020.
- 22 «Chômage partiel : 1.400 fraudes déjà constatées», Capital, 28 juillet, 2020.
- 23 «Chômage partiel : 1400 suspicions de fraude», Le Parisien, 28 juillet, 2020.
- 24 «Chômage partiel : le montant des fraudes estimé à 225 millions d'euros», Le Monde, 17 septembre, 2020.
- 25 ただ、この件数は氷山の一角に過ぎないと指摘する労働基準監督官もいる。労働監督官の労働組合CGTの代表者は、企業が申請書類に添付する裏付け書類の欠如が目立ったと指摘している。
«Chômage partiel : 225 millions d'euros d'aides détournées, la face visible d'une fraude colossale ?», La Tribune, 17 septembre, 2020 et «Chômage partiel : le montant des fraudes estimé à 225 millions d'euros», Le Monde, 17 septembre, 2020.
- 26 «Coronavirus : la Direccte traque les fraudeurs au chômage partiel pendant le confinement», Franceinfo, 22 juillet, 2020.
- 27 «Coronavirus : Le parquet de Paris enquête sur des fraudes « massives » au chômage partiel», 20 Minutes, 10 juillet, 2020.

(ウェブサイト最終閲覧日は、2020年10月15日)